daily コラム

2026年9月25日(金)

〒140-0014　品川区大井1-7-6　ＴＨビル2階
ＭＭＩグループ　ＴＥＬ　03-3778-2311　ＦＡＸ　03-3778-2317
Email　dailycolumn@m-m-i-g.com

２か所以上で勤務する人の社会保険

兼業・副業等で同時に２か所以上勤務する

社会保険は同時に２か所以上の事業所に勤務し報酬を受ける場合、２つ目の会社も健康保険・厚生年金の届出をする必要があります。

それぞれの事業所ごとに社会保険の加入要件を満たしているか等を判断します。

例えばA社、B社両方で加入要件を満たした場合、社会保険には両方で加入することとなります。

例としては次のような働き方をする方が対象となります。

○A社及びB社で法人の代表者および役員
○A社で法人の代表かつB社で正社員勤務
○A社及びB社で正社員として勤務
○A社及びB社で短時間労働者として勤務し、各々の会社で加入要件を満している

※加入要件は企業規模で異なります。

手続はどうなるの？

同時に２か所以上の事業所で社会保険の加入要件を満たした場合、いずれか１つの事業所を主たる事業所として選択し、管轄する年金事務所か日本年金機構に**「健康保険・厚生年金保険　被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」**を提出します。

健康保険組合加入事業所を選択した場合、健康保険組合へも届出が必要です。

また、70歳以上の方は「厚生年金保険70歳以上被用者所属選択・二以上事業所勤務届」の提出も必要です。

健康保険証は１つ、保険料はどうなるの？

保健証は本人が選択した事業所を管轄する保険者から健康保険証が発行されます。複数発行はされません。

保険料は各々の事業所で受ける報酬を合算した月額により標準報酬月額が決定されます。この標準報酬月額に厚生年金保険料率、選択した事業所の健康保険料率をかけた保険料額を各々で受ける報酬月額に基づき按分して保険料が決定されます。

保険料額の計算例（厚生年金保険料の場合）

A社　月額20万円、B社　月額10万円、合算で30万円。この報酬を労使合わせた保険料率で標準報酬月額を算出し、控除保険料は按分すると労使各々がA社は3分の2、B社は3分の1を負担します。

健康保険料は協会けんぽでは各都道府県単位で料率が違いますが、算出方法は同じです。



70代であっても給与を受けていれば合算のための届出が必要です。

補足と解説（お客様へは１ページ目だけを送付してください）

健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届 【手続概要】 この届出は、被保険者が同時に複数（2 カ所以上）の適用事業所に使用される場合に、事実発生から 10 日以内に被保険者が届出を行い、主たる事業所を 選択するものです。 主たる事業所を選択することで、選択した事業所を管掌する保険者から医療給付を受けることになります。また、健康保険の料率は、選択した事業所を管掌する保険者の料率となります。 届出の結果、選択した事業所の所在地を管轄する事務センターが当該被保 険者に関する事務を行うこととなります。 ※健康保険組合に加入している事業所を選択した場合は、加入先の健康保険組合にも手続きが必要となります。 ※保険者の一方が共済組合、他方が協会けんぽまたは健康保険組合である場合は、共済組合を選択する必要があります（ただし、厚生年金基金の加入 員となる場合を除く）。 ※この届書の提出にあたっては、適用事業所の被保険者となるための「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」の提出が前提となります。 ただし、健康保険に加入する事業所に使用される者で、国等の事業所の短時間勤務職員としても使用される者については、共済組合制度の加入者となる ため、健康保険に加入する事業所から資格取得届とあわせて、健康保険の保険料徴収および保険給付を行わないための「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届」の提出も必要となります。 新たに被保険者となる場合は、各事業所の資格取得届をあわせてご提出してくだ い。

【添付書類】 資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度 額適用・標準負担額減額認定証（協会けんぽから交付されている場合） 【留意事項】 ○個人番号（マイナンバー）を記載して提出する場合は、マイナンバーが確認できる書類および身元（実存）確認書類が必要です。 ・窓口で提出する場合は、マイナンバーカードを提示してください。 お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。 ・郵送で提出する場合、または作成された届書を事業所担当者や社会保険労 務士等が提出する場合は、マイナンバーカードの表裏両面または以下の①および②のコピーを添付してください。 ①マイナンバーが確認できる書類 個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民 票の記載と一致する場合に限る） ②身元（実存）確認書類 運転免許証、パスポート、在留カードなど ※上記以外の②身元（実存）確認書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。 ○すでに協会けんぽの被保険者である方が、引き続き協会けんぽ加入の事業所を選択事業所とする場合、現在の被保険者整理番号から新たな番号に変更となります。マイナ保険証を所有していない等の理由により資格確認書の発行が必要な方は、交付申請手続なしで協会けんぽから資格確認書を交付しますが、交付に時間を要する場合があります。早期に資格確認書が必要な場合は、 協会けんぽに直接、交付申請をお願いいたします。

【提出先】 選択した事業所の所在地を管轄する事務センターまたは年金事務所

日本年金機構リーフレットより